

地域移行支援の請求算定における注意点

- ① 体験宿泊加算を算定される場合は、GH の事業所は体験利用の請求をすることはできません。地域移行の体験宿泊加算を算定するか、GH が体験利用として算定するかどちらか一方となります。（平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A Vol.1 問 58 参照）
- ② 地域移行支援事業所が体験利用加算や体験宿泊加算を算定した場合、サービス事業所へは委託費を支払うこととなります（平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A 問 45 問 46 参照）
- ③ 地域移行支援として体験宿泊加算を算定する場合、利用開始日と終了日の両方を算定できます。
- ④ 事業所が変更する時は月単位での報酬算定となっている点に注意して下さい（計画相談支援事業との関係に注意。計画相談支援事業所の変更月とずれることもあり得る）

- ・地域移行として本体報酬を算定できる支援を行った場合には「算定日数」の欄に1を立てて下さい。（加算のみの日は1は立てません）（参考：おおむね週に1回以上、利用者との対面により行わなければならない。1月に2日以上行われない場合は基本報酬の算定不可。なお、利用者との対面による支援とは利用者が入所・入院する施設や体験宿泊の場所への訪問による相談支援、地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいう。）
- ・体験的な利用支援・・・地域移行支援事業所は、障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。（原則として地域移行支援従事者が利用者に同行による支援を行うこと）
地域移行支援事業所が体験利用加算を算定し報酬を得て、委託先の障害福祉サービス提供事業者へ委託費を支払う。（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問45、問46 参照）
- ・体験的な宿泊支援・・・地域移行支援事業所として地域生活と同様の環境で定められた場所において行るか、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う。（原則として地域移行支援従事者が利用者に同行又は、宿泊場所への訪問による支援を行うこと）
地域移行支援の「体験宿泊加算」と、共同生活援助の体験利用の請求算定はどちらか一方いずれかの算定となる。
（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A Vol.1 問58 参照）

(様式20)

受給者氏名		支給決定 障害者氏名		事業所番号	
日付	曜日	算定日数	サービス提供の状況	初回加算	備考
3	月	1			訪問し相談支援
7	金	1	体験利用Ⅰ	1	体験利用に同行 B型体験利用3回目
10	月	1	体験利用Ⅰ ★		体験宿泊に同行 B型体験利用4回目 体験宿泊Ⅱ
11	火		体験宿泊Ⅰ		
15	土		体験利用Ⅰ		B型体験利用5回目
17	月	1			訪問し相談支援
25	火	1	体験利用Ⅱ ★		体験宿泊に同行 B型体験利用6回目 体験宿泊Ⅱ
26	水	1	体験利用Ⅱ ★		宿泊場所へ訪問 B型体験利用7回目 体験宿泊Ⅱ
27	木	1	体験利用Ⅱ ★		体験宿泊・体験利用に同行 B型体験利用8回目 体験宿泊Ⅰ
サービス提供の状況に応じて記載する。 ・体験利用Ⅰ 初日～5回目) ・体験利用Ⅱ (6回目～15日目) ・体験宿泊Ⅰ もしくは体験宿泊Ⅱ (夜間及び深夜に見守りが必要で支援を行った場合) ★複数ある場合は、1つしか選択(入力)できないため、選択していない方を備考欄に記載する。					
備考欄には、【基本報酬の支援内容】と、そして体験利用と体験宿泊の両方加算がある場合(1つはサービス提供の状況で選択する。の)【もう片方の支援内容】と、できれば【体験利用の詳細】の最大3つの項目について記入して下さい。					
3/2が退所だと、2月に地域移行の支援が行われるため、2月提供月の算定で退院・退所月加算を算定できる。					
合計	日			回	
退院・退所月加算		退院・退所日		令和2年 3月 2日	